

○ 総務省訓令第 号
放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令
放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別添1 対象設備と措置について(第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア))</p> <p>1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置</p> <p>[(1)～(12)略]</p> <p>(13) サイバーセキュリティの確保</p> <p>基幹放送設備に係るサイバーセキュリティの確保に当たっては、次の措置が講じられていること(規則第115条の2関係)</p> <p><u>ア インターネットプロトコル番組送出設備(番組送出設備のうち、当該設備を構成する装置及び回線の一部又は全部において、インターネットプロトコルを使用するものをいう。)</u></p> <p><u>(ア) 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークからの不正接続対策、マルウェア感染防止対策、サイバー事案による障害からの早期復旧を図るための次の措置又はこれと同等と認められる措置</u></p> <p><u>A ファイアーウォール(ネットワークの通信において、送信元アイ・ピー・アドレス(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第164条第2項第3号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。(イ)A、イ(イ)A及び3(11)イ(ア)において同じ。)等を元に、その通信をさせるかどうかを判断し、許可又は拒否する仕組みをいう。イ(ア)B及び3(11)ア(イ)において同じ。)の設置、内部ネットワークへの不正侵入の検知及び当該侵入の遮断等の措置</u></p> <p><u>B 許可リスト等に基づく不正プログラムの実行阻止、構成装置の各種セキュリティ設定強化等の措置</u></p> <p><u>C 構成装置のシステム設定等に関して、初期整備及び変更等の機会をとらえたバックアップの実施等の措置</u></p> <p><u>(イ) 放送設備に接続される監視・制御及び保守に使用される回線について、外部ネットワークからの不正接続対策を行うための次の措置又はこれと同等と認められる措置</u></p> <p><u>A 専用回線若しくはVPN回線(インターネット等の公衆回線網上において、認証や暗号化等の技術を利用して保護された仮想専用線をいう。以下このA、イ(イ)A及び3(11)イ(ア)において同じ。)の使用(VPN回線は、当該回線を構成する機器の安全性確保のため、ソフトウェアの更新及びセキュリティパッチの適用等を適時適切に実施する措置等が講じられていること)、ポート番号(インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。イ(イ)A及び3(11)イ(ア)において同じ。)若しくはアイ・ピー・アドレスによる接続制限又はID及びパスワード、所有物認証、生体認証若しくは複数の認証を組み合わせた多要素認証等により、権限を有する者だけが接続できるようにする措置</u></p> <p><u>B 未使用時は回線を通じた接続を遮断する等の措置</u></p> <p><u>(ウ) 設備の導入時及び運用・保守時におけるソフトウェアの点検について、不正プログラムによる被害を防止するための次の措置又はこれと同等と認められる措置</u></p> <p><u>A 放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置</u></p> | <p>別添1 [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>[(1)～(12)同左]</p> <p>(13) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p> |

B 定期的なウイルスチェック等による不正プログラムの早期検出の措置
(エ) 放送設備に対する物理的なアクセス管理について、機密性が適切に配慮されるための次の措置又はこれと同等と認められる措置

A 番組送出設備に対し ID カード、テンキー錠又は有人による入退室の管理等を行う措置及び監視・制御回線、保守回線に係る機器の設置場所に対し公衆が容易に立ち入ることができないよう施錠その他の必要な措置

B 外部記録メディア等を介した不正プログラムへの感染防止のための不要なポート及びスロットの無効化又は閉塞処理、外部記録メディア接続前のウイルスチェック等の措置

(オ) 放送設備の運用・保守に際して、業務を確実に実施するための組織体制の構築及び業務の実施に係る規程若しくは手順書の整備に関する次の措置又はこれと同等と認められる措置

A サイバー事案の発生を迅速に検知するための定常的な監視並びにサイバー事案の発生時の対応策及び再発防止策について、早期復旧及び対応能力向上の観点も踏まえ、事故報告を含む対応を迅速かつ確実に実施するための規程又は手順書を整備する措置

B サイバー事案が発生した場合の連絡先の整備及び報告実施等の手順書化、放送設備のソフトウェアの更新等設備の運用・保守等について、実施方法を定める規程又は手順書を整備する措置

イ ア以外の基幹放送設備

(ア) 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークから隔離するための次の措置又はこれと同等と認められる措置

A 原則として、第三者が接続可能な外部ネットワークとの接続を行わない措置

B やむを得ず接続を行う場合には、ファイアーウォールの設置又は不正接続対策等の措置

(イ) 放送設備に接続される監視・制御及び保守に使用される回線について、外部ネットワークからの不正接続対策を行うための次の措置又はこれと同等と認められる措置

A 専用回線若しくは VPN 回線の使用、ポート番号若しくはアイ・ピー・アドレスによる接続制限又は ID 及びパスワードにより権限を有する者だけが接続できるようにする措置

B 未使用時は回線を通じた接続を遮断する等の措置

(ウ) 設備の導入時及び運用・保守時におけるソフトウェアの点検について、不正プログラムによる被害を防止するため、放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

ア 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークから隔離するための次の措置又はこれと同等と認められる措置

(ア) 原則として、第三者が接続可能な外部ネットワークとの接続を行わない措置

(イ) やむを得ず接続を行う場合には、ファイアーウォール（ネットワークの通信において、送信元アイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 164 条第 2 項第 3 号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下イ（ア）及び 3（11）イ（ア）において同じ。）等を元に、その通信をさせるかどうかを判断し、許可する又は拒否する仕組みをいう。以下 3（11）ア（イ）において同じ。）の設置又は不正接続対策等の措置

イ 放送設備に接続される監視・制御及び保守に使用される回線について、外部ネットワークからの不正接続対策を行うための次の措置又はこれと同等と認められる措置

(ア) 専用回線又は VPN 回線（インターネット等の公衆回線網上において、認証や暗号化等の技術を利用して保護された仮想専用線をいう。以下 3（11）イ（ア）において同じ。）の使用、ポート番号（インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。以下 3（11）イ（ア）において同じ。）若しくはアイ・ピー・アドレスによる接続制限又は ID 及びパスワードにより権限を有する者だけが接続できるようにする措置

(イ) 未使用時は回線を通じた接続を遮断する等の措置

ウ 設備の導入時及び運用・保守時におけるソフトウェアの点検について、不正プログラムによる被害を防止するため、放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置

(エ) 放送設備に対する物理的なアクセス管理について、機密性が適切に配慮されるための次の措置又はこれと同等と認められる措置

A 番組送出設備に対し ID カード、テンキー錠又は有人による入退室の管理等を行う措置及び監視・制御回線、保守回線に係る機器の設置場所に対し公衆が容易に立ち入ることができないよう施錠その他の必要な措置

B 外部記録メディア等を介した不正プログラムへの感染防止の措置

(オ) 放送設備の運用・保守に際して、業務を確実に実施するための組織体制の構築及び業務の実施に係る規程若しくは手順書の整備に関する次の措置又はこれと同等と認められる措置

A サイバー事案の発生時の対応策及び再発防止策について、事故報告を含む事後対応を迅速かつ確実に実施するための規程又は手順書を整備する措置

B サイバー事案が発生した場合の連絡先の整備及び報告実施等の手順書化、放送設備のソフトウェアの更新等設備の運用・保守等について、実施方法を定める規程又は手順書を整備する措置

[2 略]

エ 放送設備に対する物理的なアクセス管理について、機密性が適切に配慮されるための次の措置又はこれと同等と認められる措置

(ア) 番組送出設備に対し ID カード、テンキー錠又は有人による入退室の管理等を行う措置及び監視・制御回線、保守回線に係る機器の設置場所に対し公衆が容易に立ち入ることができないよう施錠その他の必要な措置

(イ) 外部記録メディア等を介した不正プログラムへの感染防止の措置

オ 放送設備の運用・保守に際して、業務を確実に実施するための組織体制の構築及び業務の実施に係る規程若しくは手順書の整備に関する次の措置又はこれと同等と認められる措置

(ア) サイバー事案の発生時の対応策及び再発防止策について、事故報告を含む事後対応を迅速かつ確実に実施するための規程又は手順書を整備する措置

(イ) サイバー事案が発生した場合の連絡先の整備及び報告実施等の手順書化、放送設備のソフトウェアの更新等設備の運用・保守等について、実施方法を定める規程又は手順書を整備する措置

[2 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。